

令和5年

第31回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和5年9月27日(水)

伊勢原市農業委員会

## 第31回 伊勢原市農業委員会総会議事録

### 1 開催日時

令和5年9月27日（水） 午前9時55分から午前10時25分まで

### 2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

### 3 委員在任定数 10名

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 杉本 和彦 | (6) 越水 一雄  |
| (2) 大木 克美 | (7) 三野 孝文  |
| (3) 重田 千秋 | (8) 麻生 伸一  |
| (4) 田中 光男 | (9) 市川 正美  |
| (5) 古屋 幸男 | (10) 鈴木 雅之 |

### 4 出席委員数

10名（その他、農地利用最適化推進委員11名出席）

### 5 欠席委員

### 6 署名委員

古屋 幸男、 越水 一雄

### 7 議長

鈴木 雅之

### 8 事務局等職員出席者

- ・伊藤 陽一（事務局長）
- ・青木 優
- ・服部 孝喜
- ・片山 淳二
- ・岸 好夫

### 9 傍聴者

なし

## 10 審 議 内 容 (開会 午前9時55分)

[事務局 長] 定刻となりましたので、只今より第31回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴人の方はおりません。出席委員10名で、定足数に達していることを報告します。それでは、議長、議事の進行をお願いします。

[議長] それでは、只今から、第31回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、5番・古屋幸男委員と6番・越水一雄委員の両名をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告4件、議案5件の計9件となっております。まず、報告より入ります。

[議長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。

議案書の1ページから6ページをご覧ください。内訳は、伊勢原地区で4件、高部屋地区で1件、比々多地区で2件、大田地区で1件の届出を受理しています。なお、5号の方は第三者への斡旋を希望しており、その他の方はいずれの方も第三者への斡旋の希望はありませんでした。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が8件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり伊勢原地区の1件について専決により届出を受理しましたので報告します。

届出内容について、補足いたします。

報告第2号の1については、昭和63年に駐車場に転用したものであり、農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり伊勢原市地区の2件について、専決により届出を受理しましたので報告します。報告第3号の1については、駐車場として転用を行うものです。第3号の2については、一般個人住宅として転用を行うものです。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で権利移動を伴う農地転用の届出が2件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。大田地区で1件の申請がありました。

報告第4号の1、申請人は小稲葉にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年8月24日、対象農地の明細は10頁です。小稲葉字八反地に5筆、面積は2,962平方メートル。8月5日に事務局で現地調査を行い、水稻の作付けを確認しています。8月29

日付け専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。引き続きが農業経営を行っている旨の証明願いが1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人が、農業の用に供している農地を、農業を引き継ぐ相続人が相続した場合、相続税の納税が猶予される制度です。猶予された税額は、相続を受けた方が死亡した場合に納税が免除されます。今回、伊勢原地区で1件の申請がありました。

議案第1号の1、申請人は田中にお住まいの方で、被相続人のお孫さんです。対象農地の明細は12から13頁です。

申請地は、田中字ソヤタに2筆、同字石ク子花に5筆、同字クツガタ2筆、同字イナリ前に1筆、伊勢原四丁目に2筆、合計13筆、面積は7,123平方メートルを特例農地として申請しています。

9月21日に、地区の農業委員と事務局及び相続人とで現地調査を行い、梨やブドウ、柿の作付けが確認され適正に管理されておりました。

以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 9月21日に現地を確認し、梨、葡萄、柿等よく丁寧に管理されております。農機具もきちっと管理され問題ないと思います。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求め

ます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議 長] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、成瀬地区で2件の申請がありました。

議案第2号の1、図面番号は1番です。併せて公図をご覧ください。

申請地は東富岡千太窪の1筆、面積は316平方メートルです。

譲渡人は東富岡にお住まいの方で、譲受人は同じく東富岡にお住まいの親族の方です。

経営農地の効率化を図るため、2号の2の農地と交換を行います。

9月20日に事務局と地区農業委員会で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地については、水稻などの作付けや耕運管理がされ、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第2号の2、図面番号は2番です。併せて公図をご覧ください。

申請地は東富岡北三間の1筆、面積は529平方メートルです。

譲渡人は東富岡にお住まいの方で、譲受人は同じく東富岡にお住まいの親族の方です。

経営農地の効率化を図るため、2号の1の農地と交換を行います。

9月19日に事務局と地区農業委員会で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地については、水稻や露地野菜などが作付けされており、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 8月19日と8月20日に事務局と現地調査を行いました。この2件は近くにある農地で、双方ができるだけ効率よく耕作できるように交換するもので、特に問題はありません。以上です。

[議長] 議案第2号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 2号の1と同様です。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第2号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 議案第2号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第2号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。

今回、2件の申請がありました。

議案第3号の1、図面番号は3番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は三ノ宮字上御領原の1筆、面積は82平方メートルで、北側は市道、南側は宅地と畑、西側は畑、東側は宅地となっています。

譲渡人は三ノ宮の方です。譲受人も三ノ宮の方です。権利関係は所有権移転です。

譲受人の車は南側の既存駐車場に止めていますが、この土地は会社所有の土地で、現在は役員をしているので止めていますが、退職が近づき既存の場所を返却すると自宅には駐める場所がなく車が入らないため、市道に面した宅地続きの畑を駐車場2台分として転用します。

申請地の立地基準は、前面道路に上水道と公共下水道が敷設されており、また申請地から500メートル以内に街区公園や医療機関や教育施設が2つ以上存するため、第3種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準についてですが、周囲はコンクリートブロック2段積みで、敷地は砂利敷します。雨水は浸透枡を設置してオーバーフロー分は市道へ放流します。

計画としては周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は該当がありません。9月21日県担当者の現地調査を受け現時点特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

続きまして、議案第3号の2、図面番号は4番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は、串橋の3筆の一部、面積2,860平方メートルのうち84平方メートルを地質調査のために農地を一時使用します。権利関係は使用貸借です。

譲渡人は比々多地区の2名の方です。譲受人は、小田急電鉄から小田急大野車両所移転予定地の建設設計に必要な地質調査の業務委託を契約した会社です。

地質調査の機材は自動車で近くの道路まで運び、道路使用許可を受けて人力で農地に運び込みます。調査終了後は農地に復元し土地所有者に戻します。

申請地の立地基準は農振農用地の第1種農地ですが、必要な調査のため、他の土地に代替性もないことから一時転用の申請に至りました。



一般基準及び個別基準については、周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、他に関係法令の手続きは特にありません。

9月21日県担当者の現地調査を受け、現時点では特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 9月23日に地区農業委員全員で現地確認を行いました。転用理由は事務局の説明とおりで、きちんとした対応がなされており、特に問題はありません。以上です。

[議長] 次に、議案3号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 3号の2につきましては小田急線の予定地の調査ということでありまして、特に問題はないと思われます。以上です。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第3号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第3号の2について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第3号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] このボーリング調査は先月の事案でも審議しましたが、これで終わりですか。

[事務局] 当初計画の調査位置はこれで終了ですが、ボーリング調査の結果、値が十分に出なかった時は、もう2、3カ所増やす可能性はありますが、当初計画の申請はこれで終了となります。

[地区担当委員] 補足説明、調査の担当者と合いましていろいろ話をしました。話によりますと、業者が3カ所入っていて予定地が区切られているということで、業者のやり方によって早かったり遅かったり、又は先ほど事務局が説明したとおりのようになってくると言っていました。従いまして、先月も同じ事案が出てきました。今月も出ました。来月も出てくる可能性もあります。以上です。

[議長] 他に無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第3号の2について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第4号、非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 今回1件の証明願がありました。  
議案第4号の1、図面番号は5番です、併せて公図、資料をご覧ください。

申請地は、上粕屋字漆久保の2筆、合計面積は442平方メートルです。

経過につきましては、先代が昭和50年前後に石材店に置場・石材加工場・駐車場として貸して以来、石材店も代が変わりましたがそのまま現在まで使用しています。

経過を証明する資料としては、昭和52年の航空写真、平成9年度の名寄帳を提出しています。

申請地の周囲は山と川に挟まれた地形で、特に周辺農地に支障なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反もありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから、その他2種農地と判断されます。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第4号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 9月24日に農業委員2名、推進委員3名で現地を確認しております。事務局の説明どおり、片方は店舗になっており、もう片方は駐車場、資材置場になって農地とはいえない状態です。長年、1977年からそのような使い方をされているので、仕方がないと思います。以上です。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第4号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第4号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和7年3月31日までの間、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができます。

このことから、同意市町村である伊勢原市が新たに農用地利用集積計画を定める場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定が必要です。

お手元資料にあります新規設定の申出4件について、順に説明申し上げますので、御審議をお願いします。

なお、これらについて決定いただける場合は、利用権始期が令和5年10月1日となります。

まず、議案第5号の1、比々多地区、善波字天神前の2筆、同字天神山の1筆、計5,018平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約25アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第5号の2、大田地区、小稲葉字下河内の3筆、計979平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約103アールの規模を耕作している認定農業者、かつ、人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第5号の3、大田地区、小稲葉字谷塚の1筆、832平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約447アールの規模を耕作している認定農業者、かつ、人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

続いて、議案第5号の4については、借り受けた農地を適切に利用していないと認められる場合に、利用権を解除する旨の条件が付された解除条件付き利用権設定であり、一般法人への利用権設定は、この解除条件を付すことが法令で定められています。

議案第5号の4、高部屋地区、日向字上堤の1筆、634平方メートルの解除条件付使用貸借の受け手となる法人は、約28アールの規模を耕作している法人であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第5号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 1番の利用権の設定を受ける方は海老名市の方ですが、通うわけですか。

[事務局] 通います。実際に所有している農地もありまして、そこも現在耕作しています。この方は、元々、善波の方で引っ越して海老名に行かれました。

[議長]

他に無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第5号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第5号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議 長] 以上を持ちまして、第31回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【午前10時25分 終了】

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_